三十　ベトナム交換公文に基づき看護師としての業務に従事する活動を指定されて在留する者と同居し、かつ、その扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

三十一　ベトナム交換公文に基づき介護福祉士として介護等の業務に従事する活動を指定されて在留する者と同居し、かつ、その扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

○法務省告示第四百十一号

平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針を次のように定める。

平成二十四年九月二十八日

法務大臣　滝　実

平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針

第一　目的

この指針は、平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等について、出入国管理に係る運用上の指針を定め、もって出入国の公正な管理を図ることを目的とする。

第二　定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　ベトナム人看護師候補者　ベトナム交換公文（平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡のうち日本側書簡をいう。以下同じ。）1(a)の規定に基づき、看護師国家試験に合格することにより保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）に基づく看護師の免許を受けることを目的として本邦に入国し、在留する者をいう。

二　ベトナム人就労介護福祉士候補者　ベトナム交換公文1(b)の規定に基づき、介護福祉士試験に合格することにより社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に基づく介護福祉士となる資格（以下「介護福祉士資格」という。）を取得することを目的として本邦に入国し、在留する者をいう。

三　ベトナム人就学介護福祉士候補者　ベトナム交換公文1(c)の規定に基づき、介護福祉士試験に合格することにより介護福祉士資格を取得することを目的として本邦に入国し、在留する者をいう。

四　ベトナム人看護師　ベトナム交換公文3(a)の規定に基づき、保健師助産師看護師法第五条に規定する看護師としての業務に従事する者として本邦に入国し、在留するものをいう。

五　ベトナム人介護福祉士　ベトナム交換公文3(b)の規定に基づき、介護福祉士の名称を用いて社会福祉士及び介護福祉士法第二条第二項に規定する介護等の業務に従事する者として本邦に入国し、在留するものをいう。

六　ベトナム人看護師等　ベトナム人看護師候補者、ベトナム人就労介護福祉士候補者、ベトナム人就学介護福祉士候補者、ベトナム人看護師又はベトナム人介護福祉士をいう。

七　受入れ機関　ベトナム交換公文1から5までの規定に基づき、その設立している病院、介護施設その他の施設（以下「雇用受入れ施設」という。）において雇用する契約をベトナム人看護師候補者、ベトナム人就労介護福祉士候補者、ベトナム人看護師又はベトナム人介護福祉士との間で締結し、又はその設立している介護福祉士養成施設（社会福祉士及び介護福祉士法第三十九条第一号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校並びに厚生労働大臣の指定した養成施設をいう。）に入学する許可をベトナム人就学介護福祉士候補者に対し与えた公私の機関をいう。

第三　ベトナム人看護師等及びこれらの受入れ機関に関する事項

一　ベトナム人看護師候補者及びその受入れ機関

ベトナム人看護師候補者及びその受入れ機関は、それぞれ次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

1　ベトナム人看護師候補者

(一)　看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第五百七号。以下「ベトナム厚生労働省告示」という。）第二の一の1に定めるベトナム人看護師候補者であること。

(二)　ベトナム厚生労働省告示第二の一の2に定める研修を受けること。

(三)　在留期間の更新又は在留資格の変更を受ける場合は、在留状況が良好であること。

2　受入れ機関

(一)　過去三年間にベトナム人看護師等、インドネシア人看護師等（経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十年法務省告示第二百七十八号）第二の五に規定するインドネシア人看護師等をいう。以下同じ。）、フィリピン人看護師等（経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十年法務省告示第五百六号）第二の六に規定するフィリピン人看護師等をいう。以下同じ。）、特例インドネシア人看護師候補者等（経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十三年法務省告示第三百六十七号）第二の一及び二に規定する特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者をいう。以下同じ。）及び特例フィリピン人看護師候補者（経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十四年法務省告示第百五十九号）第二の一に規定する特例フィリピン人看護師候補者をいう。以下同じ。）の受入れ並びに外国人の就労に係る不正行為を行ったことがないこと。

(二)　ベトナム人看護師候補者との雇用契約に基づいて、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬をベトナム人看護師候補者に支払うこととしていること。

(三)　ベトナム人看護師候補者用の宿泊施設を確保し、かつ、ベトナム人看護師候補者の帰国旅費の確保等帰国担保措置を講じていること。

(四)　雇用受入れ施設がベトナム厚生労働省告示第二の一の3に定める要件を満たしており、かつ、同施設で行う研修が同告示第二の一の4に定める要件を満たしていること。

(五)　(二)に掲げる同等報酬の要件の遵守状況、(四)に掲げる雇用受入れ施設の要件の遵守状況及び同施設で行う研修の実施状況について、毎年一月一日現在で、ベトナム厚生労働省告示第一の四の6に規定する受入れ調整機関（以下「受入れ調整機関」という。）を通じて地方入国管理局に報告することとしていること。

(六)　受け入れているベトナム人看護師候補者との雇用契約を終了する場合には終了予定日及び終了の理由について、受け入れているベトナム人看護師候補者が失踪した場合には発覚日時及び失踪状況について、受け入れているベトナム人看護師候補者が収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（第四又は第五に定める手続を経て指定された受入れ機関との雇用契約に基づく雇用受入れ施設における活動及び出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第十九条第二項の規定による許可を受けて行う活動を除く。）を行ったことを知った場合には発覚日時及び当該活動の状況について、それぞれ当該ベトナム人看護師候補者の身分事項と共に、受入れ調整機関を通じて速やかに地方入国管理局に報告することとしていること。